

仕重悪 組调 を



長谷川 芳樹 弁理士

知的財産を経済成長に活用する国家戦略は、1980年代の米国レーガン大 統領のプロパテント政策に始まった。日本では2002年に知財立国戦略が宣 言され、知財基本法が制定された。中国では2008年に「国家知的財産権戦略 綱要」が制定され、知財を国家戦略として位置付けた。中国は後から知財戦略 を始めたにもかかわらず、日中間には大きな経済/知財の格差/逆転が生じた。

中国企業の躍進の背景には、知財権の市場価値を計画的に高めるために発 動される、徹底的かつ系統的な中国政府の知財戦略がある。知財権の市場価 値は、使用価値や交換価値をベースにして相対的に決まるが、市場価値を低 くしたまま知財創造立国ビジョンを描くことはできない。

知財権の市場価値を高めるための仕組みにフォーカスして、創英の所長と いう立場を離れて、一介の弁理士として議論したい。

世界は金融&経済危機に見舞われ ていた。タイバーツ暴落から始ま った通貨危機はアジアからロシ ア、南米に波及し、タイ・インドネ シア・韓国は経済破綻してIMF (国際通貨基金)の管理下に入っ た。世界的な通貨・金融危機は、 平成バブル崩壊 (1990年) の後始末 で迷走する日本に波及し、拓銀、 長銀、日債銀、山一證券など大手金 融機関が次々と破綻した。

世紀末の"どん底"から這い上が る試みは、21世紀になって始まっ た。小泉構造改革の下、知財戦略 会議設立(2002年)、知財基本法施 行および知財戦略本部発足(2003 年)などを節目として、知財創造 サイクルを回す試みが始まった。 2005年に知財高裁が設立され、 知財権のライセンスや譲渡を巡る 紛争解決が期待された。

《損害賠償額で歴然の日米格差》

当該国で知財が有効に保護され ているか否かの判断では、裁判所 で認容された損害賠償額を相対比 較するのが有力な判断手法の一つ であろう。池谷誠氏(デロイトトーマッファイ ナンシャルアドバイザリー合同会社) による講 演会発表資料「知財訴訟における 損害賠償・日本の損害額はなぜ低 いのか?」(2018年2月14日)には、日 米の損害認容額の上位10件(直近10 年)が示されている。

日本の最高認容額は17億100万 : 日米を教師/反面教師として知財

今から20年前の1997~98年、 : 円(平成22(ネ)10091号)、米国の最高 認容額は25億4000万ドル (Indenix/ Gilead事件、2016年)であって、約15 0倍もの格差がある。認容額の上 位10件の平均値を比べても、日本 が8億3700万円、米国が10億890 0万ドルであって、約150倍の格 差がある。請求額に対する認容額 の割合も、日本の24.9%に対し、 米国は51.8%(但し、比較可能な10件 中の6件の平均)である。損害認容 額と知財権の市場価値は正比例す る、とまでは言わないが、日米格 差は歴然としている。

> 結局、同一の知財に対する日米の 知財権の市場価値を比較すると、 日米の市場経済規模の格差を考慮 しても、日本の知財権は米国に比 べて少なくとも数十倍は安価(安っ ぽい!?)といって過言ではない。

《悪質な侵害を懲罰賠償で抑止》

通常の受容限度を超えて悪質な 知財権の侵害に対して、懲罰的賠 償による制裁を科すことにすれ ば、みだりに知財権を侵害する行 為を抑止できる。米国には懲罰的 賠償(俗に言う3倍賠償)制度がある が、池谷誠氏によるリストの上位 10件には懲罰賠償のケースは見当 たらない。米国では、懲罰賠償制 度によって悪質な侵害が抑止され ている、とも言い得る。

中国は、知財創造サイクルにお ける日米の格差を冷静に観察し、

大国から知財強国への道を邁進し ている。2017年1月13日に公布さ れた「『十三五』国家知的財産権 保護と運用計画」についての通知 等によると、「知財権の市場価値 の十分な実現を指針とし、損害賠 償を一層強化する | ことが謳わ れ、「情状が重大で悪意ある権利 侵害行為に対して懲罰的賠償を実 **施**」する計画が示されている。

韓国特許庁も「公正な経済を支 える知財保護の充実」と中小企業 /ベンチャー育成を図るべく、「悪 意のある特許・営業秘密侵害行為 に対し、懲罰賠償制度(3倍以内) を導入」する「政策の方向」を公表 している(2017年11月1日)。

《懲罰賠償を巡る国内の攻防》

我が国でも懲罰賠償制度を模索 する動きがあり、例えば、自民党 知財戦略調査会知財紛争処理シス テム検討会(座長三宅伸吾議員ほ か、衆参両院の19議員で構成)が、 「イノベーション促進のため知財 司法改革―『特許資産デフレ』から の脱却を目指して」と題する提言 をしている(2017年4月18日)。「知 財立国日本の更なる推進のため、 特許権侵害に対する民事救済制度 等の速やかな改革が必要である」 として、「積極的加害意思のある 場合等、一定の悪質な侵害に対 し、より高額の支払いを命じる追 加的損害賠償制度等の新たな仕組 みを創設する」ことが必要である とし、「懲罰的賠償制度」を選択肢 の一つとしている。

政権政党の調査会/検討会の提 言であるから、日本でも悪質かつ 限度を超えた知財侵害には懲罰的 賠償制度が誕生するのか!?…と思 いきや、日本には極めて強大な反 対勢力があるようだ。例えば、週 刊経団連タイムスNo.3325 (2017年7 月27日)には、研究部会に招請した 弁護士の言葉を借りるスタイルで

らに、日本知的財産協会(知財協) は「『懲罰的損害賠償制度』の導入 に強く反対する」との意見書を公 表している(2017年5月2日)。

《反対理由に対する考察》

これら反対理由を筆者なりに要 約すると、①懲罰賠償は我が国の 民法体系(受けた損害の補填を限度 とする原状回復)に馴染まない、② 米国のようにパテントトロールが 跳梁跋扈する、③我が国では故意 による知財侵害が蔓延している事 実はない、等のようだ。

反対理由①については、いわゆ るキセル乗車の割増料金を認めた 鉄道営業法を指摘したい。同法第 18条第2項は、JR等の鉄道事業 者は不正乗車をした者に対し、乗 車区間の運賃とその2倍以内の増 運賃(合計で3倍以内の額)を請求す ることを認めている。この3倍課 金制度が、鉄道の不正乗車を抑止 する上で大きな役割を果たしてい るが、我が国の民法体系に"馴染 まない"制度なのだろうか?

反対理由②については、トロー ル問題は米国政府の相次ぐ引き締 め策で終息に向かっており、そも そも懲罰賠償制度の是非と結びつ ける議論は説得力を欠く。

反対理由の③については、日本 経済新聞(2017/12/21)「私見卓見」 における「確信犯的な特許侵害企 業に対策を」と題する豊田秀夫氏 のコラムが興味深い。氏によると、

「特許を多く持つメーカーの立場 からみると、近年、確信犯的に特 許を侵害する悪質な企業が目立っ て増えたと感じる。国際的な大企 業ですら、そうした振る舞いをみ せる」という。侵害行為を発見 し、交渉をまとめるには多大のコ ストと時間が掛かる一方で、交渉 妥結を待たずに製品が市場から姿 を消すこともあり、「そんな事情を 日本経済団体連合会(日本経団連) 見越し、交渉を引き延ばして特許 :

の反対意見が示唆されている。さ : を侵害したまま逃げ切ろうとする 企業もいる。」という。このよう な「悪質な特許侵害をする企業」 は、「なるべくごねて特許権者を あきらめさせたいから」交渉は難 航するとして、「トロール対策に 偏重した制度設計が進めば、特許 権者の権利が不必要に制限され 『特許のただ乗り問題』を助長さ せかねない。」として、バランスの 取れた議論を訴えている。

> 豊田氏(元パナソニック知的財産 センター長)のコラムは頷けるとこ ろが多く、"日本特許は侵害し得" とも評される風潮は、私自身の実 務体験での印象とも一致する。

《本気モードで知財創造立国を!》

1997~98年の未曾有の金融危機 から「失われた20年」を経て、日 本経済は今、「実感なき経済成長| を続けているが、2017年の名目 GDP (国内総生産;米ドル換算) は20 02年に比べて僅か1.19倍でしかな い。中国のそれと比較すれば、15 年間で日本は中国の2.8倍から0.4 1倍へと大きく後退した。その一 方で、限度を超えた日銀金融緩和 の"ぬるま湯"の中、日本政府の赤 字国債は"サラ金"財政政策の下で 天文学的レベルまで積み上がり、 政権が掲げた成長戦略や構造改革 は遅々として進んでいない。

構造改革で停滞する日本を尻目 に、中国はこの10年間で知財途上 国から知財大国を経て知財強国へ と急速に駈け上がっている。日本 が成長戦略と構造改革の旗を掲げ て、お題目ではなく本気モードで 知財創造立国を目指すなら、日本 の知財権の市場価値をグンと引き 上げる必要がある。悪質な故意侵 害や甚だしい重過失侵害には懲罰 的賠償を課すことで、知財権を軽 視する風潮を抑止し、「侵害し得」 マインドを一掃する仕組みを検討 すべき時期と考えている。

以上